

# TOKYO MAIL NEWS



輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2021.11.30  
No. 135



11月29日  
東地申  
26号

**労働組合の弱体化を目的とした強制配置転換を直ちに止め、  
不当労働行為の根絶と正常な職場運営を求める緊急申し入れ  
団体交渉を行う！**

**冒頭 2項の回答を含め申し入れの中身を議論していくことを確認し、交渉を進める！**

2. 今申し入れに対する団体交渉は、2021年11月30日までに開催すること。

【会社回答】 具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約」(令和3年10月1日締結)に則り取り扱うこととなる。

| 組 合                         | 会 社   |
|-----------------------------|---|
| 今日となったのは、申し入れの趣旨や主張を受けてなのか。 | 窓口の準備もあるが、申し入れの内容についてしっかりと議論し回答するためである。今後も日程調整は行っていく。 |

1. JR東日本輸送サービス労働組合田町運転区分会執行委員長に対する12月1日付の大田運輸区への異動を撤回すること。

【会社回答】異動については、就業規則に則り取り扱うこととなる。

**同じ内容の回答を繰り返す会社！**



| 組 合  | 会 社   |
|--|---|
| 執行委員長の異動はあってはならない。大会を経て組合員の信任を得ている。 <b>異動の撤回を強く求める。回答は不十分であり、修正回答を求める。</b>         | 通知を持って知らせている。通知にも書いてある通りであり、 <b>撤回はしない。</b> 会社としては、重要な社員であり、新たな経験をして成長してもらいたい。            |
| 社員個人の問題ではなく、輸送サービス労組の分断に関わる重大な問題であり、 <b>不利益が生じる。</b>                               | 重要な役割を担っていると認識するが、あくまでも社員である。異動を通じて成長につなげてもらうための <b>必要な人事異動であり、不利益は生じない。</b>              |
| 労働組合に嫌悪感、それに対する <b>報復人事が執行委員長の異動であるというのが職場の声だ。組織に対する不当介入である。</b>                   | 異動については1人ひとりの社員の成長や会社を発展させていくことであり、 <b>報復人事と言われることは、残念である。不当介入という認識もない。</b>               |
| 人事権を利用して労働組合に介入している。田町運転区分会は分会大会を終えたばかりである。 <b>異動によって組織運営上不利益が生じないという根拠を示すべきだ。</b> | 不利益を生じるという主張は受け止めるが、 <b>あくまでも必要な人事異動であり、不利益を生じさせるような思いで人事異動は一切やらない。不当労働行為、支配や介入も一切ない。</b> |

今回の異動について必要性を感じない！  
団体交渉で議論の認識も一致しない！

**不当労働行為の認識は拭えない！  
次なる手段を検討せざるを得ない！**